

平成 27 年度主な子ども施策に関する予算案の概要について

1. 予算計上にあたっての考え方

少子化や核家族化の進行により、子育てを取り巻く環境が大きく変化してきている中で、本市が昨年度突入した「超高齢社会」にあっても、社会や経済の活力を維持し、さらなる成長をもたらすためには、子どもを安心して生み育てられる環境の整備が重要となっている。

このような中、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」の策定状況を踏まえ、結婚、妊娠・出産から子育てまでの総合的な支援策に取り組むとともに、教育・保育施設等の整備や地域子ども・子育て支援事業を充実するなど、すべての子ども・子育て家庭への支援の充実に取り組む。また、発達障がい児やひとり親家庭などの特別な支援を必要とする子どもや子育て家庭に対する支援の充実に、重点的に取り組めるよう予算を計上した。

2. 予算案の概要（「平成 27 年度当初予算案の大綱」から抜粋）

（ ）内は前年度予算額

(1) すべての子ども・子育て家庭への支援

○ 子ども・子育て支援新制度の実施 **12,980,085 千円** (9,170,715 千円)

・教育・保育施設等への給付・助成

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う幼稚園、認定こども園、保育所への給付・助成

地域型保育事業を実施する事業所内保育施設等への給付

・教育・保育施設等の整備への助成

認定こども園の整備や保育所の増改築 10 施設（定員 240 名増）

小規模保育事業、事業所内保育事業の認可を目指す法人等に対し、認可基準を満たすために必要な整備費用の一部を助成 22 施設（定員 286 名増）

小規模保育施設（定員 19 名以下）等の大規模改修費に対する助成を追加

・地域における留守家庭児童の放課後の生活の場を提供する「留守家庭児童会」及び放課後の生活の場と乳幼児・親子の交流を提供する「子どもの家」の運営

子どもの家 59 校、留守家庭児童会 6 校

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、実施内容を拡充

対象年齢 概ね 10 歳未満の小学生 ⇒ 小学生全学年

1 クラスの人数 70 人以下 ⇒ 60 人以下

・地域における児童の健全育成のための拠点施設となる「子どもの家」の整備

平石北小（独立棟）、富屋小（体育館との合築）

○ 保育料の軽減の拡大（歳入） **830,000 千円**（一千円）

・子育て世帯への経済的な支援策として、世帯の所得に応じて国の保育料の階層区分を本市独自に細分化し軽減を拡大

○ 教育・保育施設等への助成 **987,385 千円** (834,225 千円)

・子育て支援の充実を図るため、本市独自の助成を実施

発達支援児の受入促進に必要な保育所等の人件費・設備費の一部を助成
 食物アレルギー疾患を持つ児童への給食提供時に必要な人件費の一部を助成
 看護師等の確保に必要な人件費の一部を助成
 支給認定を受けながら、やむを得ず認可外施設を利用するための利用料の一部を助成

○宮っ子ステーション事業の推進 **853,052 千円** (705,136 千円)

・学校施設を活用し、地域の大人が子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動などの体験活動のほか、子どもたちとの交流活動を行う「放課後子ども教室事業」を実施

50校 ⇒ 66校

- ・「留守家庭児童会」及び「子どもの家」の運営（再掲）
- ・「子どもの家」の整備（再掲）

○保育士の確保・育成 **7,691 千円** (2,214 千円)

・保育士確保・定着支援事業の実施

保育士を安定的確保するため、新人保育士や保育所の管理者等への研修、就職説明会などを実施

地域型保育事業従事者への研修を実施

○幼稚園就園の負担軽減 **672,454 千円** (999,812 千円)

・施設型給付を受けない私立幼稚園に通園する幼児の保護者に対し保育料などの一部を助成

○子育て情報提供の充実 **1,778 千円** (1,790 千円)

・総合的な子育て情報の提供

子育て情報サイト「宮っこ子育て応援ナビ」の運営

・「赤ちゃんの駅」事業の実施

授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として周知

○子どもの健康づくりの支援 **29,911 千円** (30,292 千円)

・こんには赤ちゃん事業

育児の不安解消、孤立化防止を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し、母子の心身状況や養育環境の把握、子育てに関する相談や情報提供を実施

・すこやか訪問事業

乳幼児健康診査を受けていない家庭への訪問により、母子の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援を実施

○児童手当の支給 **8,904,825 千円** (8,948,147 千円)

・次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資する目的で、中学校修了までの児童を対象に手当を支給

対象者・手当額：0～3歳	15,000円
3～12歳（第1・2子）	10,000円
3～12歳（第3子）	15,000円
中学生	10,000円
所得制限世帯	5,000円

所得制限：年収 960 万円程度（夫婦と児童二世帯の場合）

○ **こども医療費の助成** **1,954,548 千円** (1,936,607 千円)

- ・発達段階における全ての子どもに対する健康支援を行うとともに、子育て世代の負担軽減を図るため、子どもの医療費を助成

助成期間：小学校 6 年生まで（現物給付）

○ **妊産婦医療費の助成** **161,257 千円** (158,499 千円)

- ・妊産婦の疾病の早期発見・早期治療を促し、安心して生み育てられるよう医療費を助成

助成期間：母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産した月の翌々月まで

○ **妊婦健康診査の実施** **430,038 千円** (429,142 千円)

- ・妊婦の健康管理、異常の早期発見を図るため、妊娠中の健康診査費の一部を公費負担

助成回数：14 回

助成額：公費負担上限額 95,000 円

○ **結婚の希望をかなえる支援** **584 千円** (一千円)

- ・結婚の希望をかなえると同時に、少子化の流れを変えるため、結婚に向けた取組を推進
家族観・結婚観醸成 CM を成人式等で放映

民間事業者に多子家庭のデザイン画の使用を促進するための周知啓発を実施

地方創生先行型（H26 補正予算）7,455 千円

- ・結婚観醸成のためのライフデザイン支援事業の実施

若年層対象のライフプラン形成支援セミナーの開催

結婚を希望する男女向け自己啓発セミナーの開催

- ・働きやすい職場環境づくりを推進するため、事業所等への啓発事業を実施

- ・次代の親となる若者や子育て家庭に必要な支援方法を検討

ワークショップ、インタビューなどの実施

- ・身近なボランティア活動を通じた若者の交流・コミュニケーションの場を提供

- ・結婚・育児アドバイス紹介集の作成

(2) 特別な支援を必要とする家庭への支援

○ **障がい児通所支援事業の充実** **202,840 千円** (158,256 千円)

- ・障がいのある児童に対し、通所による支援を実施

○ **不妊治療費助成の実施** **155,983 千円** (141,916 千円)

- ・子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成

助成内容：特定不妊治療費の助成

1 回あたり上限額 25 万円（一部治療は 17.5 万円）

人工授精治療費の助成

年間上限額 32,000 円

○ **ひとり親家庭の自立支援** **198,894 千円** (248,546 千円)

- ・ひとり親家庭支援手当の支給

ひとり親家庭の生活の安定のため、現在の手当等を再編し、就労による自立を支援する手当を支給

支給開始 H27. 10月～

手当額 就労支援 1世帯あたり 月2,000円

生活支援 1世帯あたり 月3,000円

- ・ひとり親家庭の就労を促進するため、就労に有効な資格取得や仕事と子育ての両立などについて継続的・総合的な支援を実施

自立支援教育訓練給付金事業の助成率を拡大

高等職業訓練促進給付金等事業の対象資格を拡大

企業との連携による就労支援事業を拡充

ファミリーサポートセンター利用料の一部を助成

病児保育利用料の一部を助成

- ・婚姻歴のないひとり親家庭に対し、子育てサービス等の負担軽減等を図るため、税法上の寡婦（夫）と同様の扱いとし、保育料などを軽減

○ 児童虐待防止対策の推進

6,866千円(6,866千円)

- ・児童虐待防止等ネットワーク会議

関係機関との連携・協力体制を強化するため、児童虐待防止等ネットワーク会議を開催

- ・養育支援訪問事業

子育てに不安や様々な問題を抱え、養育のための支援が特に必要である家庭に対し、具体的な相談や家事・育児などの支援を実施

- ・要支援児童放課後応援事業

養育放棄等の状況にある要支援児童に対し、放課後に基本的な生活習慣や学習等の支援を実施

○ 生活困窮世帯等への学習支援事業

13,870千円(4,184千円)

- ・生活困窮世帯等の中学生を対象とした学習支援を実施

○ 返還免除型奨学金貸付制度の創設

100,000千円(一千円)

- ・大学等への入学者を対象に、教育費の負担軽減と本市への定住促進を図るため、一定条件のもと返還を免除する奨学金貸付制度を創設

H27 制度周知, H28 貸付開始